香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費 (以下「就学奨励費」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 特別支援学級 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により小学校又は中学校に設けられた特別支援学級をいう。
 - (2) 児童生徒 市が設置する小学校又は中学校に在籍する者をいう。
 - (3) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者 (親権を行う者のないときは、未成年後見人) をいう。
 - (4) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。)第2条第1号に規定する収入額をいう。
 - (5) 需要額 施行令第2条第1号に規定する需要額をいう。

(交付対象者)

- 第3条 就学奨励費は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) 第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生 徒の保護者に対して交付する。ただし、次の各号に掲げる者を除く。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助又は同法第13条の規定による教育扶助を受けている者
 - (2) 香取市準要保護児童生徒就学援助費の支給を受けている者

(交付対象経費)

- 第4条 就学奨励費の交付対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学校給食費
 - (2) 通学費
 - (3) 職場実習交通費
 - (4) 交流及び共同学習費
 - (5) 修学旅行費
 - (6) 校外活動等参加費
 - (7) 学用品・通学用品購入費
 - (8) 新入学児童生徒学用品·通学用品購入費

(交付額)

第5条 前条の交付対象経費に対する交付額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第6条 就学奨励費の交付を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費交付申請書(別記第 1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、当該児童生徒が在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を通じて香取市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。 ただし、教育委員会は、第2号に掲げる書類については、その内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
 - (1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(別記第2号様式)
 - (2) 保護者の属する世帯の収入に関する市区町村の証明書
- 2 校長は、前項に掲げる書類を保護者から受理した場合は、速やかに支弁段階決定一覧表(別記第3号様式)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学奨励費の支 弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費認定一覧(別記第4号様式)により校長に通知しなけれ ばならない。 2 教育委員会は、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書(別記第5号様式)により、校長を通じて保護者に通知するものとする。

(交付期間及び交付方法)

- 第8条 就学奨励費の交付期間は、申請があった年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。 ただし、年度の途中で交付対象者となった者については、交付対象者となった月から交付するもの とする。
- 2 就学奨励費は、教育委員会が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

(交付台帳の調製及び報告)

- 第9条 校長は、就学奨励費の交付状況について個人別交付台帳(別記第6号様式)を調製し、他の 関係書類とともに整理保存するものとする。
- 2 校長は、当該年度の就学奨励費の交付が完了したときは、速やかに当該児童生徒の交付状況を教育委員会に報告するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第10条 教育委員会は、就学奨励費の交付を受けている保護者が次の各号のいずれかに該当した場合 はその交付決定を取り消し、特別支援教育就学奨励費交付決定取消通知書(別記第7号様式)によ り校長を通じて保護者に通知するものとする。
 - (1) 交付対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により就学奨励費の交付を受けたとき。

(就学奨励費の返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により就学奨励費の交付を取り消した場合において、既に交付した就学奨励費があるときは、期限を定めて全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第5条)

加致 (为 5 未)			
経費区分	内容	支弁区分	交付額
 学校給食費	児童生徒の保護者が、負担すべき	第I区分	実費の2分の1の額
于 汉 和艮貝	学校給食費	第Ⅱ区分	
	児童生徒が、原則として最も経済	第I区分	実費の全額
通学費	的な通常の経路及び方法により通	第Ⅱ区分	
	学する場合の交通費	第Ⅲ区分	実費の2分の1の額
	中学校の教育課程に基づき、生徒	第I区分	実費の全額
職場実習交通費(中	が校長の管理のもとに学校以外の	第Ⅱ区分	
学校のみ)	事業所等において、職場実習に参	第Ⅲ区分	実費の2分の1の額
	加する場合の交通費	第皿区 万	
六法なが		第I区分	実費の全額
	他校の特別支援学級とともに集団 活動を行う場合に必要な交通費	第Ⅱ区分	
共同学習費	西朝を11 7場日に必要な父通复	第Ⅲ区分	実費の2分の1の額
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な	第I区分	実費の2分の1の額
修子派1] 其	交通費、宿泊費及び見学料	第Ⅱ区分	ただし、要保護児童生徒就学
校外活動等参加費	学校行事として実施される宿泊を	第I区分	援助費補助金及び特別支援
(宿泊を伴わない	伴わない校外活動に直接必要な交	第Ⅱ区分	教育就学援助補助金交付要
もの)	通費及び見学料	第Ⅱ △ 刀	綱(昭和62年5月1日付け文
 校外活動等参加費	学校行事として実施される宿泊を	第I区分	部大臣裁定) に規定する特別
(宿泊を伴うもの)	伴う校外活動に直接必要な交通	第Ⅱ区分 第Ⅱ区分	支援教育就学奨励費補助金
(旧内で計りもの)	費、宿泊費及び見学料	第Ⅱ △ 刀	国庫補助対象限度額を上限
学用品・通学用品購	通常必要とする学用品及び通学用	第I区分	とする

入費	品購入費	第Ⅱ区分
新入学児童生徒学	小中学校に就学する第1学年の者	第I区分
用品・通学用品購入	が通常必要とする新入学に当たっ	第Ⅱ区分
費	ての学用品及び通学用品購入費	毎Ⅱ 区刀

備考

- 1 第 I 区分 収入額が需要額の1.5倍未満
- 2 第Ⅱ区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満
- 3 第Ⅲ区分 収入額が需要額の2.5倍以上

第1号様式(第6条第1項)

別記

第1号様式(第6条第1項)

特別支援教育就学奨励費交付申請書

年 月 日

香取市教育委員会 様

保護者氏名

(EII)

香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱第6条第1項の規定により、下記児童生徒の 就学奨励費の交付を申請します。

なお、教育委員会が、支弁区分の決定に必要な、私と私の世帯全員の住民基本台帳及 び世帯の収入状況を確認することに同意します。

記

学	+/<			学 校		学年・	学級			年	組
学 校 名		白	学校		(特別支	援学級	()	()	
児	童生徒	氏纟	名		生	年	月	日	年	月	日

第2号様式(第6条第1項)

第2号様式(第6条第1項)

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

														○ No.		
保護者 等氏名		住所				児 童・生徒氏名 (個人番号)	学校名、	学年 (特)	別支援:	学級名)	※都道府)	県の地区別区 II、III、IV、V、	9学 4	校長者	8 FI	辞退者
ALTCA1						(個人銀万)					地域。	り級地区	9			保護者
	(0)										1-1,	1-2, 2-1	1			氏名
		()							2-2,	3-1, 3-2				静印
			世帯の状	況(前年	12 J	末日現在)	1			要		81		20		
	世帯の収入状	i9.	氏 名	生年月日		在学学校名・学年	教育	扶	助力		生	活 扶	助	基	裡	特
			(個人番号)	(満年齢)	続柄	(特別支援学級	通学	費 学校給:	* *	準 額	200 1 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2	300	591
		П				通学の有無)		字校報:	円 出	準額円			38		類	支援
所	総所得金額	17	l	年 月 日	本人			13	13	11	,	· ·	f (35	(理報)		教
85				(才)									_			育
	退職所得金額			年 月 日									1		円	就
按	ALS MIX (7) THE SEC WEE			(1/2)									g (18	区别冬季	加算額)	
除				年 月 日									1			奨
	山林所得金額			(*)											103	lish
前		Α		年 月 日					+						36	費
の	21	^											l			は辞
				(才)			_	+	-			+	⊢h ⊞	E宅扶助基	: 191	退
	社会保険料			年 月 日									1			L
所	100 300 110 100 11			(才)											円	生
an	生命保険料			年 月 日									i 雷	要	額漆	+
得	土阳冰烬杯			(才)									(a~	- h の合計	-)	1
tota.				年 月 日									1			
控	地震保険料			(*)									1		P	保
80.		D.						+	-				┨		- 13	護
除	21	В	l										1			者
				(才)			_	+	-			+	-			氏名
PF 25 80	(A - B)	C W		年 月 日									£Z.	人 组	E **	-40
771 14 151	,			(才)									精	要彩	Ñ.	
35 40 D 46	fi (C × 1/12)	D §		年 月 日									F			
19T 10F 21 18	R (C × 1/12)			(1/2)									1 =			
扇 宋 老	加算控除	E #		年 月 日					\neg							
	単により算定)			(*)												
		F &		,,			a	∰ Ь	₩ с	36	d 3	8 e 3	-			
収入額	(D - E)		1	7	2	H .	"			~	,	" "	1			
iñ	(通学費を要した	者ごとに記入する	こと)				特記事	項				支弁区分				
42												□Ⅰ段階	合第2	条第1号2	连当)	
明												□Ⅱ段階		第2号》	(第三)	0
átt												□Ⅲ段階	(#	第3号2	族当)	
(it) 1	株式 東京 脚 H かぶ	保護等の該当事項	た 切 3 - ナス = し									-				

第3号様式(第6条第2項)

^{# (}注)1. 特記率項欄は生活保護等の該当率項を記入すること。
2. 整理器号は個人例支給台帳の器号に合わせること。
3. 収集した個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第23条に基づく事務に使用します。
※ 中部計造の場合は、児童・生徒氏名、学校名・学年等ならびに調査の右側の訴退届に署名・捺印してください。その他記載不要。

第3号様式(第6条第2項)

年度支弁段階決定一覧表

学	学校名							学級名							
_															

番号	氏	名	支弁段階仮決定	支弁段階決定	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

記入上の注意

- 在籍児童生徒全員について記入してください。
- ・ 申請者については、支弁段階仮決定欄に調書の(注) 2にもとづいた支弁区分段階 I・Ⅱ・Ⅲを 記入してください。

「区分Ⅰ 収入額が需要額の1.5倍未満

区分Ⅱ 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満

【区分Ⅲ 収入額が需要額の2.5倍以上

- 支弁段階決定欄は記入しません。
- ※ 備考欄には、申請者→「申請」、辞退者→「辞退」と記入してください。なお、要保護・準要保護の場合には、備考欄に「要保護」「準要」の別を記入してください。

第4号様式(第7条第1項)

第4号様式(第7条第1項)

年度特別支援教育就学奨励費認定一覧

学校

学年	組	児童・生	徒		保	護	者	ž.		支弁	備考
7-4-	形比	氏	: 名 住 所		所	氏:			区分	1用石	

第5号様式(第7条第2項)

第5号様式 (第7条第2項)

第 号年 月 日

保護者 様

香取市教育委員会 回

年度特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書

先に申請していただきました 年度特別支援教育就学奨励費について、下記の とおり支弁区分を決定いたしましたので、通知いたします。

記

児童生徒 氏名	
支 弁 区 分	
決定事由	

※支弁区分

第Ⅰ・Ⅱ区分とは、収入額が需要額の「2.5倍未満の場合」です。 第Ⅲ区分とは収入額が需要額の「2.5倍以上の場合」です。

支払額の 1/2 補助

	学校	2	交 通 費	ť	修学 旅行費	校外	学用品	新入学
区分		通学費	職場 実習費	共同 学習費		活動費	通学用 品費	生用学 用品費
				, , , ,				

※実施した場合請求できます(○印があるものが該当)。

第6号様式(第9条)

第6号様式	t(第9条)								学材	名					
	個」	민	亦	(+ -	△ ME	(町本	t 42	办	4+ 4	b 44)	(地 田	番号)	No
保護者等の		נית		ו ניו			護者等			19 3	<u> </u>	/	/ IE *	出つ/	140.
						₹									
幼児・児童	2・生徒氏名										_	,	,		
滅	学 状 況				$\overline{}$		身体障	宝老		* * *	Ta 产区分) 65-196-)		
	丁 収 の				-		手帳の			Х,				第9条領	第1号該当)
	□ 施設から通学				-		1-486.07	19 7775					(四)		
	□ その他(自宅通学	<u>(</u> غ			-		有	無		ж.)		ш в	(附)	n,	第3号段
							給	7111		ж)	額				
		T	第1回	1	第	20	第	30	第4	III	第	50	第6	Sol .	
	区 分		年	月日		年 月		手 月 日	- 4	月日	- 4	手 月 日	- 4	平 月 日	計
敷 科 月	用図書購入	費													
学 校	給 食	费													
通本	人 経	費													
学費付	添 人 経	费													
交帰本	人 経	费													
通省サ付	爺 人 経	費													
費職場		費					_								
1.51	及び共同学習	-													
		_			-		-				_			_	
宿伴	具 購 入	費			_		-								
舎う日居経	用品等購入	费													
住費 食		費													
修 修学加	本 人 経	费													
学 行費		費													
旅行校外社	5 本 人 経	費													
費 動等	\$ 11 No. 1 Am	費													
加費		^													
96 3 49	・通学用品購入費 児童生徒学用品・通学用	Д.			-		-				_			_	
	(加算分)	100			_		_								
品作育美	技用具費 (加算分)	\perp													
勝 拡大勢	(材費(加算分)														
	(材費 (加算分)														
ICT	機器購入費(加算分)	\top													
	21	+													
		+													
受	質 印														
				45											
		交	通	費	(通	学	費)		積算		礎	artin dem cer			on and who who
順 通学2路 法の5	- IX	間				<u> </u>		E期券			付添人	疋期券			通乗車券
		52 -6-3		-1-	75		ヶ月		ヶ月		ヶ月		ヶ月	本人	付添人
1 徒 2	住居から (から (経由)		主											
3	<i>p</i> 6 (経由)		ま											
4	#6 (経由)		z ż											
5	#6 (経由)		ŧ											
6	<i>b</i> 6 (経由)		±											
-						(帰4	介費) の)積算;	店礎						
経 路															
寄宿会	km		km	_		km			km		km			sm.	自宅
考備															
注 受	領印は、別に受領に	- 四寸	ス津	: 報行子	さねス	坦今	ナズ亜								

第7号様式 (第10条)

第7号様式(第10条)

第 号

年 月 日

保護者 様

香取市教育委員会 印

特別支援教育就学奨励費交付決定取消通知書

このことについて、下記のとおり、特別支援教育就学奨励費交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 取 消 区 分
- 3 取 消 理 由
- 4 取消年月日